

(趣旨)

第1条 この要綱は、須賀川市契約規則（平成29年須賀川市規則第22号）第17条の規定に基づき、指名競争入札に参加することができる者（以下「指名競争入札参加者」という。）の指名等の基準について必要な事項を定めることにより、客観性並びに競争性の向上及び不正行為の防止を図り、もって公正な指名競争入札の執行を確保することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱で掲げる用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 規程 須賀川市競争入札参加資格登録規程(平成30年須賀川市告示第97号)をいう。
- (2) 有資格者名簿 規程第2条に規定する名簿をいう。
- (3) 等級 規程第8条に規定する等級別格付をいう。
- (4) 上位の等級にわたれる者 規程第8条第2項に規定する客観点数に20%を加算して得た数値により直近上位の等級にわたれる者をいう。
- (5) 審査基準日 規程第4条に規定する資格審査の基準日をいう。
- (6) 手持契約 現に受注している契約で、その履行が完了していないものをいう。

(指名基準)

第3条 指名競争入札参加者を選考し、決定する場合の基準は、次に掲げるところによる。

- (1) 工事の請負については、有資格者名簿に登録されている者のうち、次項に規定する等級に属する者のうちから指名する。ただし、

災害復旧のため緊急又は短期間に完成する工事、特定の機械又は技術を必要とする工事その他必要と認める工事については、本号の規定にかかわらず、有資格者名簿に登録されている者のうちから指名することができる。

- (2) 測量、設計若しくは調査の業務委託、建築物等維持管理業務の委託又は物品の買入れ及び修繕その他の契約については、有資格者名簿に登録されている者のうち、必要となる資格又は要件を満たす者から指名する。
- (3) 前2号の規定に基づき入札に参加する者を選考し、決定しようとするときは、別表に掲げる事項について留意するとともに、当該年度における指名及び発注の状況を勘案し、指名が特定の者に偏しないように配慮するものとする。

2 等級に対応する発注の標準となる工事の請負に係る設計金額及び入札参加可能範囲は、次のとおりとする。ただし、必要があるときは、指名総数の2分の1を超えない範囲で直近上位の等級にわたれる者のうちから指名することができる。

- (1) 土木一式工事に係る発注の標準となる設計金額及び入札参加可能範囲

等級	発注の標準となる工事の設計金額			
	5,000万円以上	3,000万円以上 5,000万円未満	1,000万円以上 3,000万円未満	1,000万円未満
A	○	○	○	○
B	△	○	○	○
C		△	○	○
D			△	○

注 「△」は、下位の等級の者が直近上位にわたれる場合

(2) 建築一式工事に係る発注の標準となる設計金額及び入札参加可能範囲

等級	発注の標準となる工事の設計金額			
	5,000万円以上	1,000万円以上 5,000万円未満	300万円以上 1,000万円未満	300万円未満
A	○	○	○	○
B	△	○	○	○
C		△	○	○
D			△	○

注 「△」は、下位の等級の者が直近上位にわたれる場合

(3) 舗装工事に係る発注の標準となる設計金額及び入札参加可能範囲

等級	発注の標準となる工事の設計金額			
	3,000万円以上	1,000万円以上 3,000万円未満	300万円以上 1,000万円未満	300万円未満
A	○	○	○	○
B	△	○	○	○
C		△	○	○
D			△	○

注 「△」は、下位の等級の者が直近上位にわたれる場合

(4) 水道施設工事に係る発注の標準となる設計金額及び入札参加可能範囲

等級	発注の標準となる工事の設計金額		
	2,000万円以上	500万円以上 2,000万円未満	500万円未満
A	○	○	○
B	△	○	○
C		△	○

注 「△」は、下位の等級の者が直近上位にわたれる場合

(5) その他工事に係る発注の標準となる設計金額及び入札参加可能範囲

等級	発注の標準となる工事の設計金額		
	1,000万円以上	500万円以上 1,000万円未満	500万円未満
A	○	○	○
B	△	○	○
C		△	○

注 「△」は、下位の等級の者が直近上位にわたれる場合

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(須賀川市工事等に係る競争入札参加者の資格審査及び指名等の基準に関する要綱の廃止)

2 須賀川市工事等に係る競争入札参加者の資格審査及び指名等の基準に関する要綱(平成13年6月1日施行)は廃止する。

(経過措置)

3 この要綱の施行の日前に行われた指名競争入札参加者の指名については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

留 意 事 項	
1 不誠実な行為の有無	<p>次の事項に該当する者は、指名しない。</p> <p>(1) 須賀川市有資格業者に対する入札参加資格制限に関する要綱（平成 21 年 4 月 1 日制定）に基づく入札参加資格制限期間中であること。</p> <p>(2) 本市との契約に関し、契約書に基づく措置請求や指示に受注者が従わない等契約の履行が不誠実であり、当該状態が継続していることから受注者として不相当であると認められること。</p> <p>(3) 受注者の下請契約関係について、一括下請、下請代金の支払遅延及び特定資材等の購入強制等について、関係行政機関等からの情報により、契約の相手方の下請契約関係が不適切であることが明確であること。</p> <p>(4) 須賀川市の締結する契約等に係る暴力団等排除措置要綱（平成 22 年 7 月 1 日施行）第 3 条の各号のいずれかに該当するものとして警察等関係行政機関から通報があり、明らかに契約の相手方として不相当であると認められること。</p>
2 審査基準日以降における経営状況	<p>手形交換所による取引停止処分又は主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者は、指名しないこと。</p>
3 審査基準日以降における受注の実績及び成績	<p>指名業者を選定する場合は、審査基準日以降における次の各号に掲げる事項を総合的に勘案すること。</p> <p>(1) 受注実績等（工事成績又は検収結果等）が優良であること。</p> <p>(2) 当該契約に関連する工事又は業務等において、表彰状や感謝状を受けている等、受注実績が特に優良であること。</p> <p>(3) 災害復旧等の緊急を要する契約等における市への貢献があること。</p>
4 地域的要件	<p>本店又は営業所等の所在地及び当該所在地における工事の施工実績、業務の履行実績又は納品の実績等からみて、地域の特性に精通し、契約の履行を確実かつ円滑に実施可能な体制が確保できるかどうかを総合的に勘案すること。</p>
5 手持契約等の状況	<p>手持契約の状況からみて、当該契約を履行する能力があるかどうかを総合的に勘案すること。</p> <p>また、現に受注している契約について、正当な理由がなく工程が大幅に遅滞又は履行が遅延している場合は、当該遅滞が回復されるまで又は当該契約の履行が完了するまでは指名しないこと。</p>
6 技術的適正等	<p>指名業者を選定する場合は、次の各号に掲げる事項を総合的に勘案すること。</p> <p>(1) 工事の場合は、入札の対象となる工事等について次に掲げる事項を勘案すること。</p> <p>ア 同種の工事等について相当の施工実績があること。</p> <p>イ 施工に必要な施工管理、品質管理等の技術水準と同程度と認められる技術的水準の施工実績があること。</p> <p>ウ 自然的条件、周辺環境条件等作業条件と同程度と認められる条件下での施工実績があること。</p>
	<p>(2) 測量、設計若しくは調査の業務委託、建築物等維持管理業務の委託、物品の買入れ及び修繕その他の場合は、入札の対象となる契約の履行に必要な能力を有していると認められる納入実績や業務の履行実績があること。</p> <p>(3) 入札の対象となる契約を履行するにあたり、法令の規定に基づく許可、免許、登録又は技術者等を必要とするものにあつては、当該許可、免許、登録又は技術者を有していること。</p> <p>(4) 入札の対象となる契約を履行するにあたり、特殊な技術又は生産施設等を有する者に行わせる必要がある場合は、当該技術又は生産施設等を有する者であること。</p>
7 審査基準日以降における安全管理の状況	<p>指名業者を選定する場合は、審査基準日以降における次の各号に掲げる事項を総合的に勘案すること。</p> <p>(1) 安全管理の改善に関し、労働基準監督署等からの指導があり、これに対する改善を行わない状態が継続している場合であつて、明らかに契約の相手方として不相当であると認められるときは、指名しないこと。</p> <p>(2) 安全管理の状況が優良であるかどうかを総合的に勘案すること。</p> <p>(3) 工事の場合は、過去 2 年間に死亡者の発生がない等安全管理の状況が特に優良である場合は、十分に尊重すること。</p>
8 審査基準日以降における労働福祉の状況	<p>指名業者を選定する場合は、審査基準日以降における次の各号に掲げる事項を総合的に勘案すること。</p> <p>(1) 労働基準法（昭和 22 年 4 月 7 日法律第 49 号）、労働安全衛生法（昭和 47 年 6 月 8 日法律第 57 号）又は最低賃金（昭和 34 年 4 月 1 日法律第 137 号）等に関する違反があつたとして、労働基準監督署等関係行政機関からの情報があり、これに対する改善を行わない状態が継続しており、明らかに契約の相手方として不相当であると認められる場合は、指名しないこと。</p> <p>(2) 工事の場合は、建設業退職金共済組合又は中小企業退職金共済事業団と退職金共済契約を締結せず、又は掛金の納付若しくは掛金の充当が十分かどうかを総合的に勘案すること。</p> <p>(3) 労働者の雇用・労働条件の改善に取り組み、表彰状を受けていることなど労働福祉の状況が特に優良である場合は、十分に尊重すること。</p>
9 その他	<p>(1) 本市との契約に関し、市又は市長との裁判が現に係属中であること又はその他の場合により、市と事業者間との信頼関係を確保することが困難で契約の相手方として不相当であると認められる場合は、指名しないこと。</p> <p>(2) 良質な契約の履行を確保するため、不良不適格業者の排除等適正かつ適切な選定に努めること。</p> <p>(3) 須賀川市中小企業・小規模企業振興基本条例（平成 28 年須賀川市条例第 53 号）第 4 条第 2 項に基づき、市内の中小企業及び小規模企業者が受注の機会を十分確保できるよう努めること。</p>

(注) 審査基準日以降における状況等に係る基準については、必要があると認められるときは、審査基準日以前の状況等も勘案して当該状況等を判断することができる。